

行田市告示第348号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項に規定する特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第3項の規定によりこれを告示する。

令和8年9月24日

行田市長 行 田 邦 子



1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

2 地方自治法第243条の2の7第2項に規定する特定歳入等

(1) 一般会計

ア 分担金及び負担金

イ 使用料及び手数料

ウ 財産収入

エ 寄附金

オ 諸収入

(2) 交通災害共済事業費特別会計

ア 共済会費収入

イ 分担金及び負担金

ウ 財産収入

エ 諸収入

(3) 介護保険事業費特別会計

ア 介護保険料

イ 使用料及び手数料

ウ 財産収入

エ 諸収入

(4) 後期高齢者医療事業費特別会計

ア 後期高齢者医療保険料

イ 使用料及び手数料

ウ 諸収入

(5) その他歳計外現金